各発行対象国債の額面金額の総額×100×各発行対象国債の利率／前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（十年）（第二百九十一回）	一・三％	平成三十年三月二十日	七億円
利付国庫債券（十年）（第三百十二回）	一・二％	平成三十二年十二月二十日	八百八十二億円
利付国庫債券（十年）（第三百十八回）	一・〇％	平成三十三年九月二十日	百五十三億円
利付国庫債券（二十年）（第八十五回）	二・一％	平成三十八年三月二十日	六百四十六億円
利付国庫債券（二十年）（第九十二回）	二・一％	平成三十八年十二月二十日	三百億円
利付国庫債券（二十年）（第九十五回）	二・三％	平成三十九年六月二十日	百二十二億円
利付国庫債券（二十年）（第九十七回）	二・二％	平成三十九年九月二十日	三十五億円
利付国庫債券（二十年）（第九十八回）	二・一％	平成三十九年九月二十日	八百五十一億円

十四　利子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（次号において規定する期日について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五　償還期限　（別表のとおり）

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　平成二十四年四月十九日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された各発行対象国債の平均値の単利利回りとする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十四年四月二十四日

○財務省告示第百七十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、平成二十四年四月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年五月十一日

財務大臣　安住　淳

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百十四回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　募集取扱機関による募集の取扱いによる発行

五　発行額　額面金額で百二十五億二千六百六十五万円

六　払込金額　百二十五億三千二百九十一万三千二百二十五円

七　最低額面金額　五万円

八　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

九　発行日　平成二十四年四月九日

十　発行価格　額面金額百円につき百円五銭

十一　利率　年〇・一パーセント

十二　経過利子の払込み　㈠　各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に払い込むものとする。

額面金額の総額×0.1／100×25／365

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十三　初期利子　平成二十四年九月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

額面金額×0.1／100×1／2

十四　第二期以後の利子　毎年三月十五日及び九月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五　償還期限　平成二十六年三月十五日

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　元利金支払場所　日本銀行

十八　払込期日　平成二十四年四月九日

○財務省告示第百七十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、平成二十四年四月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年五月十一日

財務大臣　安住　淳

一　名称及び記号　利付国庫債券（五年）（第百三回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　募集取扱機関による募集の取扱いによる発行

五　発行額　額面金額で九十五億五千九百五万円

六　払込金額　九十五億八千九百六十三万八千九百六十円